

※この法令は廃止されています。  
平成二十五年原子力規制委員会規則第十一号  
研究開発段階発電用原子炉に使用する燃料の技術基準に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第四十三条の三の十二第三項第二号の規定に基づき、研究開発段階発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則を次のようく定める。

第一条 この規則は、研究開発段階発電用原子炉に使用する燃料体について適用する。

第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。

二 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「燃料材」とは、熱を発生させるために成形された核燃料物質をいう。

二 「燃料被覆材」とは、原子核分裂生成物の飛散を防ぎ、かつ、冷却材による侵食を防ぐために燃料材を覆う金属管をいう。

三 「端栓」とは、燃料被覆材の両端を密封するため成形された金属部品をいう。

四 「燃料要素」とは、燃料材、燃料被覆材及び端栓からなる炉心の構成要素であつて、構造上独立の最小単位であるものをいう。

（特殊な加工による発電用原子炉に燃料体として使用する核燃料物質）

第三条 特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで燃料体の加工をすることができる。

2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び燃料体の加工の方法について記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。

第四条 二酸化ウラン燃料材は、次のいずれにも適合するものでなければならない。

一 高速増殖炉以外の発電用原子炉に用いる場合にあつては、次の表の上欄に掲げる元素を含有する場合における当該元素の含有量のウランの含有量に対する百分率の値は、それぞれ同表の下欄に掲げる値である。

一 各元素の含有量の全重量に対する百分率の値の偏差は、著しく大きくなないこと。

二 酸素の原子数のウラン及びブルトニウムの原子数の合計に対する比率の値は、実用上差し支えがないものであること。

○・○一〇以下

炭素

ふつ素	○・○○一五以下
水素	○・○○二以下

三 ウラン二三五、ブルトニウム二三九及びブルトニウム二四一の含有量の合計のウラン及びブルトニウムの含有量の合計に対する百分率の値の偏差は、著しく大きくなないこと。

四 ブルトニウムの均一度は、実用上差し支えがないものであること。

五 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

六 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

七 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

八 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

九 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

十 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

十一 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

十二 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

十三 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

十四 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

十五 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

十六 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

十七 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

十八 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

十九 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

二十 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

二十一 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

二十二 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

二十三 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

二十四 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

二十五 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

二十六 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

二十七 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

二十八 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

二十九 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

三十 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

三十一 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

三十二 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

三十三 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

三十四 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

三十五 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

三十六 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

三十七 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

三十八 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

三十九 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

四十 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

四十一 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

四十二 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

四十三 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

四十四 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

四十五 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

四十六 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

四十七 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

四十八 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

四十九 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

五十 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

五十一 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

五十二 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

五十三 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

五十四 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

五十五 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

五十六 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

五十七 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

五十八 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

五十九 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

六十 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

六十一 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

六十二 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

六十三 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

六十四 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

六十五 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

六十六 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

六十七 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

六十八 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

六十九 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

七十 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

七十一 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

七十二 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

七十三 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

七十四 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

七十五 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

七十六 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

七十七 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

七十八 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

七十九 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

八十 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

八十一 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

八十二 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

八十三 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

八十四 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

八十五 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

八十六 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

八十七 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

八十八 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

八十九 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

九十 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

九十一 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

九十二 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

九十三 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

九十四 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

九十五 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

九十六 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

九十七 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

九十八 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

九十九 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

一百 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

一百一 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

一百二 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

一百三 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

一百四 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

一百五 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

一百六 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

一百七 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

次に適合すること。

一百八 ペレット型燃料材にあっては、ペレットが

**第八条** 再結晶焼きなましを行つたジルコニウム  
合金端栓は、日本工業規格Z二二四一（一九九〇年八月）「金属材料引張試験方法」又はこれと同等の方法によつて次の表の上欄に掲げるいずれかの試験温度において引張試験を行つたとき、引張強さ、耐力及び伸びが同欄に掲げる試験温度との区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値であるものでなければならぬ。

十 日本工業規格Z二二一四一（一九九八）「金屬材料引張試驗方法」又はこれと同等の方法によつて引張試驗を行つたとき、引張強さ、耐力及び伸びが必要な値であること。  
（ジルコニウム合金端栓）

八　表面の粗さの程度は、実用上差し支えがないものである。  
九　結晶粒度は、実用上差し支えがないものである。

工傷からの欠陥信号と同等以上の欠陥信号がないこと。  
六 表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。  
七 表面上に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。

四 二オブ、チタン及びほう素の含有量の全重量に対する百分率の値は、それぞれ実用上差し支えがないものであること。

**(燃料要素)**

**第十一條** 燃料要素は、次のいずれにも適合するものでなければならぬ。  
一 各部分の寸法の偏差は、著しく大きくなないこと。  
二 燃料要素の軸は、著しく湾曲していないこと。  
三 表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。  
四 表面上に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。  
五 日本工業規格Z四五〇四（一九九三）「放射線表面汚染の測定方法」における間接測定法又はこれと同等の方法によつて測定したとき、表面に付着している核燃料物質の量が○・○〇〇〇四ベクレル毎平方ミリメートルを超えないこと。  
ヘリウム漏えい試験を行つたとき、漏えい量が一億分の三百四メガパスカル立方ミリメートル毎秒を超えないこと。

イ 各元素の含有量の全重量に対する百分率の値の偏差は、著しく大きくなないこと。  
ロ 日本工業規格Z-2241（一九九八）「金属材料引張試験方法」又はこれと同等の方法によつて引張試験を行つたとき、引張強さ、耐力及び伸びが必要な値であること。

ヤスペーサ、ラッパ管、ハンドリングヘッド及びエントランスノズルにあつては、次に適合すること。

三 表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。

**第十条** 燃料材、燃料被覆材、端栓以外の燃料体の部品は、次のいずれにも適合するものでなければならぬ。  
一 各部分の寸法の偏差は、著しく大きくなないこと。  
二 表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。

**第九条** 第七条（第二号、第五号、第八号及び第九号を除く。）の規定は、ステンレス鋼端栓に準用する。

ニコウム合金端栓に準用する。ただし、第六条  
第三号の日本工業規格H四七五一（一九九八）  
「ジルコニウム合金管」の「四品質」の表三  
に掲げるニオブ及びカルシウムを除く。

2 日) から施行する。

この規則の施行の際現に発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令(昭和四十年通商産業省令第六十三号)第一条第一項の規定によりされている認可是、第三条第一項の規定によりされた認可とみなす。

この規則の施行の際に発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令第二条第二項の規定による認可についてされている申請は、第三条第二項の規定による認可についてされた申請とみなす。

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。ただし、第四十四条の規定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則(平成三十二年五月二十一日付)によるものである。

附 則 (令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号)

1  
う。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出するところにより行うことができる。

**第十三条** 第三条第二項の申請書の提出について  
は、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に  
記載すべきこととされている事項を記録した電  
磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方法、磁気方  
法その他の人の知覚によつて認識すること  
ができる方法で作られる記録であつて、電子  
計算機による情報処理の用に供されるもの）を

- 一 各部分の寸法の偏差は著しく大きくなないこと。
- 二 表面上に割れ、傷等で有害なものがないこと。
- 三 表面上に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。
- 四 部品の欠如がないこと。  
(電磁的記録媒体による手続)

七 溶接部にブローホール、アンダーカット等で有害なものがないこと。  
八 部品の欠如がないこと。  
(燃料集合体)

附 則（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号）

年原子力規制委員会規則第十一号の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。

